

令和8年8月4日
公共建築課長

岡山市建築工事における週休2日工事について

岡山市の建築工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。以下同じ。）における週休2日工事に関する取組方針について、下記のとおり行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 対象工事

岡山市が発注する建築工事とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象としない。

- （1）緊急修繕等の緊急を要する工事
- （2）現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- （3）請負代金額が400万円以下の工事
- （4）その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

2. 費用の計上

これまで実施してきた労務費等の補正等を実施しないものとする。

3. 履行証明書の発行

「通期の週休2日の達成」に伴う履行証明書は、今後発行しないものとする。

4. 適用日

本運用は、令和8年9月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

なお、これまで適用していた「岡山市建築工事における週休2日工事実施要領」を廃止し、今後は「岡山市建築工事における週休2日工事特記仕様書」により運用することとする。

以上